

「キャッシュ・フロー法人税の理論と課題」

第6期 客員研究員

学習院大学法学部准教授 長戸貴之

キャッシュ・フロー法人税の最大の特徴は、「キャッシュ・フロー」に基づいて課税することにある。すなわち、ある投資をした場合に、減価償却ではなく即時償却(expensing)を認める。これにより、一定の条件（投資年度と収益発生年度の限界税率が同一であること、純キャッシュ・フローが負となった場合に国からの還付があること）下で投資決定への課税の中立性を確保できる。併せて、手続面では法人所得課税においては必要な減価償却に関する複雑な課税ルールや煩雑な帳簿管理が不要になる点も利点とされる。

所得課税の下で投資決定への中立性を達成するためには、経済的減価償却(economic depreciation)を用いるほかに、減価償却を維持しつつ、減価償却資産の取得に要した資本コストの未償却相当額に通常利益率を乗じた分の資本コスト控除(cost of capital allowance)を認めることも考えられる。両者の投資決定に係る等価性から、税制の簡素化を重視する立場や適正な通常利益率の設定可能性に疑問を持つ立場は即時償却を好み、他方で、税率の一定性に疑問を持つ立場や還付が非現実的だとみる立場は、現行法人税制からの移行が容易であろう減価償却と資本コスト控除の仕組みを好む傾向にある。

「キャッシュ・フロー」法人税の類型としては、ミード報告によれば、R ベース、R+F ベース、S ベースがある。R ベースでは実物取引にのみ着目するため現行の法人税の株式と負債の区別による歪みはなくなるが、実物取引と金融取引の区別が必要である。R+F ベースでは、実物取引と金融取引の区別は不要だが、株式と負債の区別が必要になる。S ベースは、新株発行や配当・自己株式取得といった資本等取引から生じるキャッシュ・フローにのみ着目するため、ミード報告ではその計算の簡便さに利点が見出された。

R ベースのキャッシュ・フロー法人税と世界各国で普及している VAT との課税ベースの違いは支払賃金の控除の有無の点であり、法人と個人の双方を合わせた課税ベースは一致する。そのため、控除方式の付加価値税に支払賃金の控除を認め、納税義務者を「事業者」から「法人」とし、間接税から直接税へと見方を変えることで、(R ベースの)キャッシュ・フロー法人税への移行が完了する。既に VAT 導入済みのわが国では、法人税を廃止した上で VAT の税率引上げ、同率の労働所得課税引下げ（賃金補助案）で、既存の法人税を仕向地主義キャッシュ・フロー法人税に置き換えるのと経済的に等価の改革を実施できる。

即時償却と減価償却+資本コスト控除の等価性の選択の他に、制度選択上の重要事項として、仕向地主義か原産地主義かの選択がある。即時償却の仕向地主義法人税を採用すれば、（導入国からみて）移転価格の問題は生じないが、国境税調整のために輸入課税・輸出免税を行う必要があり、同時に国内企業にのみ支払賃金控除を認める仕組みとなるため

WTO のルール違反の懸念がある。

キャッシュ・フロー法人税の課題としては、欠損の問題と金融機関の提供するサービスの問題がある。欠損については、還付への政治的抵抗が大きく、VAT と比べ、キャッシュ・フロー法人税では支払賃金の控除を認めるため、課税上の欠損がより生じやすくなる。また、輸出免税を行う場合にも、輸出企業には課税上の欠損が生じよう。還付の採用が政治的に難しければ、欠損の利子付きでの繰越が考えられるが、相殺するための利益が生じない限り租税上の利益を享受できない。また、欠損金利用価値の移転を認めることも考えられるが、政治的需要に難があり、さらに、移転に一定の条件をつけてしまうと社会的に非効率的な M&A を誘発する可能性がある。何よりも、これらの代替案では複数年度にわたる欠損に関する帳簿管理を要し、また、消費課税を担保するための複雑な規律が必要になるから、キャッシュ・フロー法人税の利点とされる簡素化が図られないおそれがある。

金融機関については、金融機関の提供するサービスから生じる付加価値に課税を及ぼすために、しばしば R+F ベースの採用が提案されるが、最近では、金融機関と納税義務者となっている法人（事業体）との間の取引は R ベースのままよいと提案されている。これは、金融機関（銀行）の下で生じる経済的レントに課税が及ばなくても、そこから借り入れる企業の支払利子が課税上控除されないことで代替的課税が及ぶからである。R+F ベースの導入が必要となるのは、そのような代替的課税のない、金融機関と納税義務者とならない者との間の取引である。

キャッシュ・フロー法人税の実施事例としては、メキシコで R ベース、エストニアとマケドニアで S ベースでの実施事例がある。

（掲載誌：法律時報 90 巻 2 号 21-26 頁（2018））

（注）1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。

2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。